

名古屋市上下水道局管理規程第26号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年12月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号の2中「又は」を「、」に改め、「必要となる当該子の世話」の次に「又は在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第6号中「又は」を「、」に改め、「必要となる当該子の世話」の次に「又は在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

別記様式第1及び別記様式第2中

「

・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間
にある子の傷病の看護、疾病の予防を図るために
必要な当該子の世話又は在籍する学校等の臨時休
業等に伴い必要となる当該子の世話の場合

を

	」
「 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話、在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話又は在籍する学校等が実施する行事への参加の場合 」	に改める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。